

相手方への賠償

事故を起こせば、たちまち職場や地域で話題になってしまるのが教職員。しかも職務上の処分に直結するため、誠実な対応と円満・スピーディな解決が求められます。

全教自動車保険なら、こうした教職員の立場をふまえ、全力で事故対応にあたります。

なお、相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

対人賠償責任保険

基本セット



自動車事故により他人を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき被害者1名ごとに保険金額が限度となります)。^{*1}

保険金額「無制限」で安心

対物賠償責任保険

基本セット



自動車事故により他人の財物(自動車、家屋など)をこわしたり、ご契約の車が線路に立入り電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします(1回の事故につき保険金額が限度となります)。^{*1}

保険金額「無制限」で安心

*1.ご契約の車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合で、加入者に法律上の損害賠償責任がないときは、「被害者救済費用等補償特約【自動セット】」により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。ただし、欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。



相手方の車の修理費が時価を超えた場合でも差額を補償
対物超過修理費特約

自動でセットされます。



対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手方の車の修理費が時価^{*1}を超過した場合に、保険金(50万円を限度^{*2})をお支払いします^{*3}。

※時価を超える修理費は、加入者が必ず支払わなければならないものではなく、円満な事故解決のための手段として加入者の判断によりお支払いいただくものです。

*1・相手方の車と同一車種・同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

*2・1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。

*3・相手方の車が事故発生日の翌日から起算して6ヶ月以内に実際に修理されることがお支払いの条件となります。

お支払いする保険金

相手方の車の修理費 - 相手方の車の時価

× 当方の過失割合

例えば

修理費70万円

車の時価 40万円

対物賠償責任保険でお支払い

修理費との差額 30万円

対物超過修理費特約でお支払い

※加入者過失100%の場合

「過失割合」とは?

交通事故の損害賠償は、過失割合に応じて行います。過失割合とは、交通事故についての当事者同士の過失(安全運転義務違反、注意義務違反など)の割合を示したもので、例えば過失割合が当方70%:相手30%であった場合、相手の損害の70%分を賠償すれば、損害賠償責任を果たしたことになります。また、この場合、相手から賠償を受けられるのは、自分の損害のうち相手の過失分=30%分となります。



●「対人賠償責任保険」「対物賠償責任保険」「対物超過修理費特約」はトータルアシストと同じ補償内容です。
●「対物超過修理費特約」をセットしないこともできます。

弁護士費用(相手方への損害賠償請求)

全教自動車保険では弁護士費用特約をおすすめしています。予期せぬ被害事故で大きな力を発揮します。

法律相談費用補償特約

自動でセットされます。

自動車事故の被害にあったり、所有している自動車が被害を受けた場合に、相手方への損害賠償請求のために、弁護士等への法律相談費用をお支払いします。

法律相談料

1事故1名につき 最高10万円

弁護士費用特約(自動車事故型)

基本セット



一方的な被害事故の場合、保険会社は加入者に代わって示談交渉ができません。その場合、弁護士が加入者に代わって相手方への損害賠償請求をするための費用を補償するのが「弁護士費用特約」です。ご契約の車の事故で、相手方に法律上の賠償請求するために弁護士費用などがかかるときには保険金をお支払します。なお、記名被保険者およびその家族^{*4*5}は、ご契約の車以外の車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象です。

*4.「記名被保険者およびその家族」とは、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

*5.記名被保険者およびその家族が運転中の場合は同乗者やその車の所有者(その車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります)を含みます。

※お支払の対象となる費用は、東京海上日動の承認を得て負担された費用に限ります。また、弁護士等への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

※被害事故であっても、車両保険や人身傷害保険により保険金を請求できる場合は、その保険金を請求できます。

※刑事案件で弁護士委任した場合の弁護士費用はこの特約の対象となりません。

お支払いする保険金

弁護士報酬、訴訟費用など

1事故1名につき 最高300万円

例えば

加害者が賠償してくれない…

信号待ちで停車中に追突されたが、相手がケガの治療費や車の修理費を払ってくれない。自分の保険を使うのは納得いかず、相手との交渉を弁護士に頼みたいが、その費用が心配…。

相手保険会社からの賠償額に納得できない…

事故の被害で大ケガし休職。相手保険会社からの賠償額が提示されたが少ないように思う。でも専門的なことはわからず交渉できるか自信がない…。

日常生活における急激かつ偶然な外来の被害事故でも安心!

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)



「歩行中に自転車にぶつけられてケガをした」「観光中に歩行者にぶつけられデジカメを壊された」「マンションの上の階で水漏れが発生し、洋服が汚れてしまった」…。日常生活の中で起こるさまざまなトラブル。自分で相手と交渉するのは大変です。

そんなとき、弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)がついていれば安心です。



●「弁護士費用特約」「法律相談費用補償特約」はトータルアシストと同じ補償内容です。